

日バス協業第305号
平成28年9月30日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 上杉 雅彦

「訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の設定について」（平成27年2月27日付け国自旅第321号）の一部改正について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
「訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の設定について」（平成27年2月27日付け国自旅第321号）の一部改正について、国土交通省自動車局旅客課長より別紙のとおり通達がありました。貴協会において、その旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願ひいたします。

公益社団法人日本バス協会
業務部 川合・中尾・田知花
電話：03-3216-4014
FAX：03-3216-4016



国自旅第 171号の2
平成28年9月30日

公益社団法人
日本バス協会会長 殿

国土交通省
自動車局旅客課長

「訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の設定について」（平成27年2月27日付け国自旅第321号）の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、ご了知願います。

国自旅第 171号
平成28年 9月30日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長
(公印省略)

「訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の設定について」（平成27年2月27日付け国自旅第321号）の一部改正について

「訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の設定について」（平成27年2月27日付け国自旅第321号）の一部を別紙の改正欄のとおり改正することとしたので、その旨了知されたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別紙のとおり通知したので、念のため申し添える。

○訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域の設定について（平成27年2月27日付け国自旅第321号）（一部改正）

改 正	現 行
<p>國自旅第321号 平成27年2月27日 國自旅第175号 平成27年9月29日 國自旅第406号 平成28年3月30日 平成28年9月30日</p>	<p>國自旅第321号 平成27年2月27日 國自旅第175号 平成27年9月29日 國自旅第406号 平成28年3月30日 國自旅第171号 平成28年9月30日</p>

各地方運輸局自動車交通部長 あて
沖縄総合事務局運輸部長 あて

自動車局旅客課長

訪日外国人旅行者向け貸切バスの需給状況を踏まえた臨時営業区域
の設定について

我が国を訪れる外国人旅行者数は、平成27年は1974万人となり、平成26年の1341万人を大幅に超え、平成28年に入つても増加傾向が続いているところである。このような状況の中で、貸切バスの旺盛な需要に応じた適切な観光輸送が行われる必要があることから、今般、観光庁により臨時営業区域の設定に係る特例措置について実施することを求める旨が文書により要請されたところである。

このため、貸切バス輸送の安全を確保しつつ、現下の訪日外国人旅行者の増加傾向に適切に対応することを目的として、期間限定で、「一般貸切旅客自動車運送事業における臨時営業区域の設定について」（平成19年9月13日付け国自旅第139号）（以下、「臨時営業区域設定について」という。）に定める「大規模イベントの開催等」に係る運送に該当することと通達」という。）に定める「大規模イベントの開催等」に係る運送に該当することで、貴局管内の一般貸切旅客自動車運送事業者（以下、「貸切バス事業者」という。）に周知するとともに、その処理に遺漏なきを期されたい。

なお、本件に係る運賃・料金については、平成26年4月1日より施行した貸切バスの新たな運賃・料金制度が適用されることとなるので、この旨を併せて周知されたい。また、本件については、公益社団法人日本バス協会会长あて別添のとおり通知したので、念のため申し添える。

我が国を訪れる外国人旅行者数は、平成27年は1974万人となり、平成26年の1341万人を大幅に超え、平成28年に入つても増加傾向が続いているところである。このような状況の中で、貸切バスの旺盛な需要に応じた適切な観光輸送が行われる必要があることから、今般、観光庁により臨時営業区域の設定に係る特例措置について実施することを求める旨が文書により要請されたところである。

このため、貸切バス輸送の安全を確保しつつ、現下の訪日外国人旅行者を旅客とする運送について、「一般貸切旅客自動車運送事業における臨時営業区域の設定について」（平成19年9月13日付け国自旅第139号）（以下、「臨時営業区域設定について」という。）に定める「大規模イベントの開催等」に係る運送に該当することで、貴局管内の一般貸切旅客自動車運送事業者（以下、「貸切バス事業者」という。）に周知するとともに、その処理に遺漏なきを期されたい。

なお、本件に係る運賃・料金については、平成26年4月1日より施行した貸切バスの新たな運賃・料金制度が適用されることとなるので、この旨を併せて周知されたい。また、本件については、公益社団法人日本バス協会会长あて別添のとおり通知したので、念のため申し添える。

記

記

- (1) 対象事業者及び認可期間、営業区域
① 対象事業者 公益社団法人日本バス協会が実施している貸切バス事業者であって、臨時営業区域設定期間の認可を受けた貸切バス事業者を除く。
② 認可期間 1.1(5)に該当しない事業者を除く。
③ 営業区域 (1) 営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域を臨時営業区域とする。
(2) 対象とする旅客の範囲
訪日外国人旅行者

- (2) 対象とする旅客の範囲
訪日外国人旅行者

- (3) 認可手続き
① 臨時営業区域設定通達の1.1(3)の要請について、認可申請における申請者からの要請文書添付は不要とする。
② 貸切バス事業者安全性評価認定書の変更認可申請は、別紙申請書（1部）を（1）②（イ）の臨時営業区域を管轄する地方運輸局に提出することとする。
なお、（1）③（口）のみの設定又は追加する場合における事業計画の変更認可申請は、別紙申請書（1部）を隣接する道府県を管轄する地方運輸局に提出することとする。
④ 認可は原則として即日行うこととする。
⑤ 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について（一部改正平成26年3月26日付け国自旅第618号）」第1.1(3)に基づく運賃・料金の設定届出は、（1）③（イ）のみを臨時営業区域とする旨の記載を事業計画に記載するこことで足りるに含まれている隣接道府県（本來の営業区域には発地と市町村を除く）を発地又は着地とする各地方運輸局が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金又はすでに本來の営業区域に当該隣接道府県を管轄する各地方運輸局長が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金設定期間の届出をした運賃・料金のいずれかを適用することとするので、おいて届出をした運賃・料金のいずれかを適用することとするので、当該隣接道府県を管轄する各地方運輸局長が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金設定期間の届出をしなければならない。

- (4) 指導事項
① 当該認可に際して、運行管理、整備管理、乗務員の休憩施設の確保等、安全運行体制の確保に十分配慮するよう事業者を指導するものとする。
② 認可事業者に対して、臨時営業区域内を運行する事業用自動車に本認可書の

- (1) 対象事業者及び認可期間、営業区域
① 対象事業者 公益社団法人日本バス協会が実施している貸切バス事業者であって、臨時営業区域設定期間の認可を受けた貸切バス事業者を除く。
② 認可期間 平成29年3月末日まで。
③ 営業区域 (1) 営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域を臨時営業区域とする。
(2) 対象とする旅客の範囲
訪日外国人旅行者

- (2) 対象とする旅客の範囲
訪日外国人旅行者

- (3) 認可手続き
① 臨時営業区域設定通達の1.1(3)の要請について、認可申請における申請者からの要請文書添付は不要とする。
② 貸切バス事業者安全性評価認定書の変更認可申請は、別紙申請書（1部）を（1）③（イ）の臨時営業区域を管轄する地方運輸局に提出することとする。
なお、（1）③（口）のみの設定又は追加する場合における事業計画の変更認可申請は、別紙申請書（1部）を隣接する道府県を管轄する地方運輸局に提出することとする。
④ 認可は原則として即日行うこととする。
⑤ 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について（一部改正平成26年3月26日付け国自旅第618号）」第1.1(3)に基づく運賃・料金の設定届出は、（1）③（イ）のみを臨時営業区域とする旨の記載を事業計画に記載するこことで足りるに含まれている隣接道府県（本來の営業区域には発地と市町村を除く）を発地又は着地とする各地方運輸局が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金又はすでに本來の営業区域に当該隣接道府県を管轄する各地方運輸局長が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金設定期間の届出をした運賃・料金のいずれかを適用することとするので、当該隣接道府県を管轄する各地方運輸局長が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金設定期間の届出をしなければならない。

- (4) 指導事項
① 当該認可に際して、運行管理、整備管理、乗務員の休憩施設の確保等、安全運行体制の確保に十分配慮するよう事業者を指導するものとする。
② 認可事業者に対して、臨時営業区域内を運行する事業用自動車に本認可書の

- (1) 対象事業者及び認可期間、営業区域
① 対象事業者 公益社団法人日本バス協会が実施している貸切バス事業者であって、臨時営業区域設定期間の1.1(5)に該当しない事業者を除く。
② 認可期間 平成28年9月末日まで。
③ 営業区域 (1) 営業所が所在する区域を管轄する運輸局の管轄区域を臨時営業区域とする。
(2) 対象とする旅客の範囲
訪日外国人旅行者

- (2) 対象とする旅客の範囲
訪日外国人旅行者

- (3) 認可手続き
① 臨時営業区域設定通達の1.1(3)の要請について、認可申請における申請者からの要請文書添付は不要とする。
② 貸切バス事業者安全性評価認定書の変更認可申請は、別紙申請書（1部）を（1）③（イ）の臨時営業区域を管轄する地方運輸局に提出することとする。
なお、（1）③（口）のみの設定又は追加する場合における事業計画の変更認可申請は、別紙申請書（1部）を隣接する道府県を管轄する地方運輸局に提出することとする。
④ 認可は原則として即日行うこととする。
⑤ 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について（一部改正平成26年3月26日付け国自旅第618号）」第1.1(3)に基づく運賃・料金の設定届出は、（1）③（イ）のみを臨時営業区域とする旨の記載を事業計画に記載するこことで足りるに含まれている隣接道府県（本來の営業区域には発地と市町村を除く）を発地又は着地とする各地方運輸局が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金又はすでに本來の営業区域に当該隣接道府県を管轄する各地方運輸局長が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金設定期間の届出をした運賃・料金のいずれかを適用することとするので、当該隣接道府県を管轄する各地方運輸局長が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金設定期間の届出をしなければならない。

- (4) 指導事項
① 当該認可に際して、運行管理、整備管理、乗務員の休憩施設の確保等、安全運行体制の確保に十分配慮するよう事業者を指導するものとする。
② 認可事業者に対して、臨時営業区域内を運行する事業用自動車に本認可書の

写しを携行されるとともに、国土交通省職員から提示を求められた場合はこれを提示しなければならないことを指導するものとする。

(5) 認可に付する条件
認可に際しては、以下の条件を付することとする。

- ① 取扱旅客は訪日外国人旅行者に限る。
- ② 運行管理等計画書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ届け出ること。
- ③ 貸切バス事業者安全性評価認定制度による認定の取消又は失効（以下、「認定の取消等」という。）があつた場合には、認定の取消等の後1ヶ月以内に臨時営業区域の設定を行わない旨の事業計画とする事業計画の変更認可申請をしなければならない。

- (4) 平成29年2月15日までに、平成29年1月31日までのこの認可に係る輸送実績報告書を提出すること。また、臨時に報告を行った場合には直ちに報告を行うこと。
なお、いずれも提出期限は厳守すること。
- ⑤ この認可是、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

(6) 輸送の安全等に係る調査

この認可を受けた事業者が、輸送の安全、利用者の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められると認めた場合には、必要に応じて調査を実施する。

(7) 認定の取消等があつた場合に既に締結している運送の取扱い
この認可に基づく運送であつて、認定の取消等があつた日よりも前に運送の申し込みがなされ、当該運送する日が認定の取消等があつた日から2ヶ月以内であることが運送引受書等により明らかな運送については、この運送を認めることがあります。

附 則（平成27年2月27日 国自旅第321号）

- 1 この通達は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 「外国人訪日旅行者向け貸切バスの供給逼迫状況を踏まえた臨時営業区域の設定について」（平成26年4月17日付け国自旅第17号）は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為には、この運送を認めることがあります。

附 則（平成27年9月29日 国自旅第175号）

- 1 この通達は、平成27年9月30日から適用する。
- 2 この通達の適用の際現に認可を受けている者は、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

附 則（平成28年3月30日 国自旅第406号）

- 1 この通達は、平成28年3月31日から適用する。

写しを携行されるとともに、国土交通省職員から提示を求められた場合はこれを提示しなければならないことを指導するものとする。

(5) 認可に付する条件
認可に際しては、以下の条件を付することとする。

- ① 取扱旅客は訪日外国人旅行者に限る。
- ② 運行管理等計画書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ届け出ること。
- ③ 貸切バス事業者安全性評価認定制度による認定の取消又は失効（以下、「認定の取消等」という。）があつた場合には、認定の取消等の後1ヶ月以内に臨時営業区域の設定を行わない旨の事業計画とする事業計画の変更認可申請をしなければならない。

- (4) この認可に係る輸送実績報告書の提出を行い、また、臨時に報告を求められた場合には直ちに報告を行うこと。

- ⑤ この認可是、平成28年9月30日限り、その効力を失う。

(6) 輸送の安全等に係る調査

この認可を受けた事業者が、輸送の安全、利用者の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められると認めた場合には、必要に応じて調査を実施する。

(7) 認定の取消等があつた場合に既に締結している運送の取扱い
この認可に基づく運送であつて、認定の取消等があつた日よりも前に運送の申し込みがなされ、当該運送する日が認定の取消等があつた日から2ヶ月以内であることが運送引受書等により明らかな運送については、この運送を認めることがあります。

附 則（平成27年2月27日 国自旅第321号）

- 1 この通達は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 「外中国人訪日旅行者向け貸切バスの供給逼迫状況を踏まえた臨時営業区域の設定について」（平成26年4月17日付け国自旅第17号）は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為には、この運送を認めることがあります。

附 則（平成27年9月29日 国自旅第175号）

- 1 この通達は、平成27年9月30日から適用する。
- 2 この通達の適用の際現に認可を受けている者は、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

附 則（平成28年3月30日 国自旅第406号）

- 1 この通達は、平成28年3月31日から適用する。

2 この通達の適用の際現に認可を受けている者は、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。

附 則（平成28年9月30日 国自旅第171号）

- 1 この通達は、平成28年10月1日から適用する。
2 この通達の適用の際現に認可を受けている者は、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。
なお、運賃・料金を本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書の写しを添合は、すでに本来の営業区域において届出をした運賃・料金設定届出書を提出することとする。

別記

- ① 陸地で接する府県
- ② 架橋により接する県（兵庫県及び徳島県、岡山県及び香川県、広島県及び愛媛県、山口県及び福岡県）
- ③ 青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県又は福島県を営業区域とする事業者は北海道

別記
① 陸地で接する府県
② 架橋により接する県（兵庫県及び徳島県、岡山県及び香川県、広島県及び愛媛県、山口県及び福岡県）
③ 青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県又は福島県を営業区域とする事業者は北海道

2 この通達の適用の際現に認可を受けている者は、本通達の適用日に道路運送法第15条第1項の認可を受けたものとみなす。この場合において、認可に付された条件等については、本通達適用に伴う認可に付されたものとみなす。



平成28年9月30日
自動車局旅客課

訪日外国人旅行者向け貸切バスの臨時営業区域の設定期間の延長します ～急増する訪日外国人旅行者の受入環境整備について～

国土交通省は、増加する訪日外国人旅行者の貸切バス需要に対応するため、貸切バスの臨時営業区域を設定する措置を平成28年9月末まで講じているところですが、最近の需要動向を踏まえ、設定期間を来年3月末まで延長します。

訪日外国人旅行者は、平成28年においても増加しているところです。このため、安全を適切に確保しつつ、訪日外国人旅行者の需要に適切に対応することを目的として、訪日外国人旅行者向け臨時営業区域について、平成29年度3月末まで設定できることといたします。

なお、臨時営業区域を設定している貸切バス事業者は420社（6,894両）で、当該措置による輸送人員は累計で約150万人となっております（数値はいずれも本年8月末現在）。

【制度概要】

1. 対象事業者

日本バス協会が実施する「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の認定を受け、かつ、法令遵守の点で問題のない事業者

2. 臨時営業区域として設定できる範囲

- ① 営業所が所在する県を管轄する運輸局の管轄区域(地方ブロック)
- ② 運輸局の管轄区域に関わらず、営業所が所在する県に隣接する県

3. 対象旅客

訪日外国人旅行者

4. 設定期間

平成29年3月末まで

※既に平成28年9月末までを期限として当該措置の認可を受けている事業者については、
期限を来年3月まで延長します。（認可申請は不要）

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局旅客課 黒岩 鈴木 吉見

Tel : 03-5253-8111 (内線 41-224,41-252)

Tel(直通) : 03-5253-8568

Fax : 03-5253-1636

通達の主な改正点

1. 認可期限を平成29年3月31日まで延長

2. 臨時営業区域において適用する運賃・料金の適正化

【従前】

当該隣接道府県を管轄する各地方運輸局長が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金を適用

【改正後】

当該隣接道府県を管轄する各地方運輸局長が公示する変更命令の審査を必要としない運賃・料金又はすでに**本来の営業区域において届出をした運賃・料金のいずれか**を適用

3. 認可に付する条件の明確化

【従前】

この認可に係る輸送実績報告書の提出を行い、また、臨時の報告を求められた場合には直ちに報告を行うこと。

【改正後】

平成29年2月15日までに、平成29年1月31日までのこの認可に係る輸送実績報告書を提出すること。また、臨時に報告を求められた場合には直ちに報告を行うこと。